

第2回 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和6年12月12日（木） 午前10時10分～

2 場 所

岡山市北区下石井1-4-1

岡山第2合同庁舎 3階 労働局会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 3人

家内労働者代表委員 : 3人

委託者代表委員 : 3人

4 審議事項

(1) 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃額審議について

(2) 今後の審議日程について

(3) その他

5 議事要旨

(1) 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃額審議について

最低工賃額について審議され、双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【家内労働者代表の意見要旨】

改定後工賃額については、先ハメが20cm以下 43銭、20cm超50cm以下 49銭、50cm超え2m以下 61銭、2m超 70銭 を提示する。

チューブ通しが15cm以下 32銭、15cm超30cm以下 47銭、30cm超50cm以下 64銭、50cm超 76銭 を提示する。

提示に至っては、最低賃金との均衡、前回決定に至る事情、その後の景気の上昇、物価上昇等踏まえ適切な対応が必要であること、毎年改正されるものではないことを考慮、端数切り上げにより算出した。

【委託者代表の意見要旨】

改定後工賃額については、先ハメが20cm以下 42銭、20cm超50cm以下 49銭、50cm超え2m以下 60銭、2m超 69銭 を提示する。

チューブ通しが15cm以下 32銭、15cm超30cm以下 47銭、30cm超50cm以下 64銭、50cm超 75銭 を提示する。

経営状態について決して楽ではなく、苦しい部分はあるが、現状を踏まえ最低賃金に準じたものとして最大限の結果である。

部会長より、双方の意見について大きな乖離はなく、最低賃金に準じたものとして提示があり、その点では一致している旨発言があり、再考を求めたところ、委託者側委員より不一致の規格について端数切り上げにより家内労働者側提示額と同額とする旨発言が行われた。

これにより、家内労働者側提示額、委託者側提示額が一致したことを確認した。

(2) 効力発生日について

新たな最低工賃の効力発生日について審議され、令和7年3月3日（月）を指定日とすることを全会一致で確認した。

(3) 使用される用語について

最低工賃に使用されている用語変更について審議し、先ハメは端子ハメに変更することになった。

(4) その他

委託者側委員より、最低工賃引上げにむけた環境整備を求める付帯事項について提案があり、公労使全会一致で確認された。

(5) 全会一致による決議とし報告書を作成した。

全会一致による決議のため、地方労働審議会令第6条第7項により岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について（報告）案

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について（答申）案